

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、企業価値を継続的に高めるためと株主や投資家をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得るために必要不可欠であると考えています。そのために次の3項目について強化に努めます。

- 1) 市場の急速な変化に対応できるよう意思決定の迅速化、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指して経営機能を強化する。
- 2) コンプライアンス（企業倫理、法令遵守）を徹底し、株主、従業員、取引先、顧客、債権者、そして、地域社会すべてのステークホルダーに対する社会的責任を十分果たせるように、内部統制上のシステムの整備に向けて経営のモニタリング機能を強化する。
- 3) 適切で公正なディスクロージャーとIR活動をととして、市場からの信頼を得ることに努める。開示情報の重要性の認識の下、適時開示の体制の整備に弛まぬ努力を注ぐ。また、決算説明会においては、経営トップ自ら出席し、市場との双方向の対話をととして経営に活かすことを図る。そのほか、当社の強みとするキャラクターの開発力や版權管理などあらゆる視点からの会社説明会を催すと同時に、個人向けにおいても、ホームページへのIR情報の掲載などの充実により、企業と株主、投資家のコミュニケーションの充実に努める。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1－4 いわゆる政策保有株式）

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。

保有株式については、年度毎に株式銘柄単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直し、及び検証することを検討しております。

当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨確認等、精査した上で、賛否を決定して行使致します。

（原則1－7 関連当事者間の取引）

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との協業取引または利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

そして当該取引が承認された場合において、取引条件及び取引条件等の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、毎期末に当社グループの役員に対し関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しております。

（原則3－1 情報開示の充実）

（1）経営理念をコーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。又、成長に向けての経営戦略、経営計画については、現在欧米事業の再建に注力中であるため、策定しておりませんが、欧米事業の再建を待って策定し、同様に開示いたします。

（2）コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を、以下の通り、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示いたします。「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、企業価値を継続的に高めるためと株主や投資家をはじめとするステークホルダーの信頼を得るために必要不可欠であると考えております。そのために、次の3項目について強化に努めます。

1.市場の急速な変化に対応できるよう意思決定の迅速化、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指して経営機能を強化します。

2.コンプライアンス（企業倫理、法令遵守）を徹底し、株主、従業員、取引先、顧客、債権者、そして、地域社会すべてのステークホルダーに対する社会的責任を十分果たせるように、内部統制上のシステムの整備に向けて経営のモニタリング機能を強化します。

3.適切で公正なディスクロージャーとIR活動をととして、市場からの信頼を得ることに努めます。開示情報の重要性の認識の下、適時開示の体制の整備に弛まぬ努力を注ぎます。また、決算説明会においては、経営トップ自ら出席し、市場との双方向の対話をととして経営に活かすことを図っております。そのほか、当社の強みとするキャラクターの開発力や版權管理などあらゆる視点からの会社説明会を催すと同時に、個人向けにおいても、ホームページへのIR情報の掲載などの充実により、企業と株主、投資家のコミュニケーションの充実に努めます。

（3）取締役の報酬の決定に関する方針と手続きを、以下の通りといたしております。

現状の方針は、固定報酬のみで、役員等級、担当責任分野、各人業績等に基づき決定しております。又、企業業績等に応じて見直しをしております。報酬総額は株主総会で承認された範囲内で運用しております。

（4）取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢、及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。取締役候補者の指名は、人事担当役員と代表取締役において候補者を選定し、取締役会の決議をもって決定しております。

監査役の指名は、人事担当役員と代表取締役が候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しております。

（5）取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名に係る説明につきましては、これまでも社外取締役、社外監査役候補者の指名の際は行っておりました。今後は、全ての取締役・監査役候補者の指名に係る説明を株主総会参考書類にて開示して参ります。

（補充原則4－1－1）

当社取締役会では、取締役会規則、取締役会付議規準等を制定し、取締役会から代表取締役及び所管役員に対する委任の範囲を、金額、重要

性に応じて明確に定めており、随時見直しを行っております。その概要の開示を準備しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は予め、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること、等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

(補充原則4-11-1)

当社取締役会は、当社の国内外に広がる多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理、等々に対応すること及び取締役会の独立性・客観性等を総合的に勘案し、取締役会の規模と取締役の選任を検討しております。取締役数は現状14名ですが、これは当社の国内外に広がる多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理、等々に対応すること及び取締役会の独立性・客観性等を勘案し、適正規模と考えております。

社外取締役については、企業経営、マーケティング、会計、法律等の専門分野から選任しております。因みに、性別で見ると、女性2名、男性12名であり、外国籍の役員はおりません。

(補充原則4-11-2)

当社では、取締役・監査役が、新たに他社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認が必要となります。現状2名の取締役が他の上場会社の役員を兼務しておりますが、兼任数は当社を除き1-2社と合理的な範囲と考えられ、又、取締役としての役割・責務を十分果たしており支障はございません。尚、当社は、株主総会参考書類、有価証券報告書にて役員の兼任状況を毎年開示しております。

(補充原則4-14-2)

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については今後取りまとめ開示する予定であります。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社取締役会では、株主との積極的な対話には、前向きに対応しており、体制整備・取り組みに関する方針を検討・承認し開示しております。

(補充原則5-1-1)

株主との対話(面談)の対応は、原則として、広報・IR室長にて行っております。

また、長期保有スタイルの大株主に対しては、IR担当取締役、場合によっては代表取締役が面談しております。

なお、上記原則を含んだコーポレートガバナンス・コードの各原則については、当社ウェブサイト・IRページ内「コーポレートガバナンス」にて開示を行っております。 <http://www.sanrio.co.jp/corporate/ir/about/governance/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| セガサミーホールディングス株式会社         | 9,456,800 | 10.61 |
| 清川商事株式会社                  | 6,691,408 | 7.51  |
| 光南商事株式会社                  | 4,577,210 | 5.13  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 3,862,131 | 4.33  |
| 株式会社三井住友銀行                | 3,834,440 | 4.30  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,331,100 | 2.61  |
| 株式会社みずほ銀行                 | 1,852,300 | 2.07  |
| 辻 信太郎                     | 1,814,654 | 2.03  |
| 辻 友子                      | 1,700,000 | 1.90  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 1,578,700 | 1.77  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

ブラックロック・ジャパン株式会社から、2015年11月6日付で関東財務局長に提出された変更報告書No31により、2015年10月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当会計期間末(2016年3月31日)現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記【大株主の状況】には含めておりません。

氏名又は名称: ブラックロック・ジャパン株式会社 他8名

住所: 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

所有株式数: 5,171千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 5.81%

## 3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部          |
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | 卸売業             |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 14 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 北村 憲雄 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   | △ |   |   |   |   |   |   |
| 嶋口 充輝 | 学者       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 早川 吉春 | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                         | 選任の理由                                                                                                  |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北村 憲雄 | ○    | ——                                                                                   | 欧州ではイタリアトヨタ、スペイントヨタを、日本では郵便事業株式会社を経営された経験と見識を、当社の海外事業展開への助言およびグループ経営全体の監督に活かしていただけると期待し、独立取締役に選任しています。 |
| 嶋口 充輝 | ○    | 慶応義塾大学名誉教授<br>公益社団法人日本マーケティング協会代表理事理事長<br>嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科教授<br>サトーホールディングス株式会社社外取締役 | マーケティングを研究する学識経験者であり、企業経営にも精通されていることから、幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスおよび企業価値の向上に活かしていただけると期待し、独立取締役に選任いたしました。   |
| 早川 吉春 | ○    | 公認会計士<br>霞エンバowerメント研究所代表<br>株式会社カカコム社外取締役                                           | 公認会計士としての専門的知識や経営コンサルタントとしての抱負な経験と見識を、当社のコーポレートガバナンスに活かしていただける                                         |

|  |                  |                      |
|--|------------------|----------------------|
|  | 菱洋エレクトロ株式会社社外取締役 | と期待し、独立取締役として選任しました。 |
|--|------------------|----------------------|

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

4 名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、毎期、会計監査人と連携して監査計画を作成し、社内各部署における内部管理体制、職務執行状況についての検証を行っております。重要な事項については、経営者に対しては取締役会等において助言、勧告を行なう一方、会計監査に関連する事項については、会計監査人に報告、助言を行なっております。また、会計監査人より監査報告及び監査に関する資料を受領し、重要事項について説明を受け、会計監査が適切に実施されているかを検証するとともに、内部統制システム等における検証依頼事項があれば協力してこれを行なっております。重要な関係会社の監査については、別途監査法人に依頼するとともに、その監査報告及び監査資料を受領しております。

##### 監査役と内部監査部門の連携状況

独立した部門として内部監査室(6名)を設置し、会計監査人及び監査役と情報交換等連携を通して、グループ内の各部門の業務内容・執行が法令・定款及び社内規程に照らして適正且つ効率的に実施されているかを調査し、結果について担当取締役、監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 大森 昭次 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   | △ |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 竹内 康夫 | 税理士      |           |   |   |   |   | ○ |   |   |   |   |   |   |   |
| 平松 剛実 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                 | 選任の理由               |
|-------|------|------------------------------|---------------------|
| 大森 昭次 |      | 株式会社大森水晶 取締役会長               | 異なった業界の経営者からみた業務の監査 |
| 竹内 康夫 |      | 税理士<br>竹内税理事務所 所長(当社と顧問契約あり) | 業務執行について税務的な視点での監査  |

|       |   |                       |                    |
|-------|---|-----------------------|--------------------|
|       |   | り)                    |                    |
| 平松 剛実 | ○ | 弁護士<br>西村あさひ法律事務所カウセル | 業務執行について法律的な視点での監査 |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 4 名

### その他独立役員に関する事項

北村憲雄氏、嶋口充輝氏、早川吉春氏の3名は6月23日の定時株主総会にて再選された独立役員です。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価と当社及び当社子会社の従業員の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

特になし

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明

代表取締役社長 辻 信太郎 116百万円  
取締役12名 267百万円、監査役2名 17百万円、社外役員 7名 54百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

なし

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

専従スタッフはおりませんが、総務部員が兼任しております。現在、社外取締役への情報提供を強化・徹底し、社外取締役が取締役会の議題について事前に十分検討しうる体制とすべく準備中であります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行事項に係わる意思決定及び、取締役(代表取締役を含む)の監督機関でもある取締役会は、現在社内取締役11名、及び、当社と法令で定める最低責任限度額を限度とした責任限定契約を締結した社外取締役3名の14名体制の取締役で構成されており、監査役出席のもと原則として毎月一回開催され、重要事項は全て付議または報告されています。取締役候補の指名については取締役会で行われ、株主総会において選任されます。また、取締役の報酬については、株主総会にて定められた総枠の範囲内で運営しています。

当社は監査役設置会社であり、経営の監督機能として一層の透明性、客観性を維持するため、監査役4名で内過半数の3名は、独立性を確保した社外監査役(内弁護士1名、税理士1名)としています。なお、社外監査役の専従スタッフはおらず、総務部員が兼任しています。

なお、当社は新日本有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を結び、それに基づく報酬を支払っており

ます。業務執行社員については法令等に従い、当社の会計監査に7年間を超えて関与することがないものとしております。業務を執行している公認会計士の氏名は、指定有限責任社員である上林三子雄氏、廣田剛樹氏、南山智昭氏の3名であります。

以上の体制によって、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能すると認識しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前項の説明に加え、社外取締役及び社外監査役を含め透明性、客観性を維持することが現状体制で業務執行、経営の監査が有効、かつ効率的に機能することが可能であると判断するためであります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                                  | 補足説明                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                    | 発送前にホームページへのPDF形式での掲載を行っています。                                                                                                                             |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                  | 株主限定で、子会社運営のテーマパークを開放するため休館日(木曜日)開催を設定しております。その上で、ご出席しやすいように開催時間を午後2時に設定しております。                                                                           |
| 電磁的方法による議決権の行使                                   | インターネットによる議決権行使システムを導入しております。                                                                                                                             |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 招集通知を決議日当日にホームページに掲載しております。                                                                                                                               |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                  | 英文要約招集通知をPDF形式でホームページに掲載しております。                                                                                                                           |
| その他                                              | 株主総会当日に当社グループが経営するテーマパーク「サンリオピューロランド」を株主様及び同伴者様向けに営業、株主総会は近隣のホールで午後から開催しております。また、従来より、株主総会終了後は代表取締役社長による事業の概況や今後の方針等の説明を行っています。なお、招集通知は当社ホームページに掲載しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                            | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 27年度は6月神奈川、7月名古屋、8月札幌、鹿児島、熊本、福岡、横浜、9月町田、川口、12月広島、福山、自由が丘、いわき、3月大宮、で当社の企業理念、ビジネスモデル、課題、そして将来ビジョンについて主に説明しております。  | なし            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回 5月と11月に実施(各々200名弱)<br>主に業績に関するものと、課題、今後の成長性について説明しております。                                                    | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 年2回 欧州、北米、アジア地域にそれぞれIR担当役員、もしくは広報・IR室長による投資家訪問、スモールミーティングを実施しております。<br>また、国内で開催される海外投資家向けのコンファレンスに積極的に参加しております。 | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 開示情報(和文・英文)、決算短信(和文・英文)、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料(和文・英文)、海外IR用説明資料(英文のみ)を掲載しております。                                 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 広報・IR室長以下社員2名、嘱託1名、合計4名体制となっております。                                                                              |               |
| その他                     | 国内外の機関投資家宛てに開示情報をメールにてお知らせしています。                                                                                |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|     | 補足説明                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 当社の企業理念でもある「感謝」「思いやり」の気持ちをもって、「みんな仲良く」しましょう…という気持ちから病気や災害で大変な目にあわれた方々の慰問等に、当社のキャラクターが出かけて行きます。 |



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令・定款に適合し、かつ、業務の適正を確保するために、以下のとおり内部統制体制を整備・運営し、継続的な改善に努めております。

#### 1. 企業統治の体制

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

業務執行に係わる意思決定機能であり、代表取締役の監督機関でもある取締役会は、本有価証券報告書提出日現在、社内取締役11名と社外取締役4名で構成されており、監査役出席のもと原則毎月1回開催され、重要事項は全て付議、または報告されています。取締役候補の指名については取締役会で行われ、株主総会において選任されます。取締役の報酬については、株主総会にて定められた総枠の範囲内で運営しております。社外取締役を選任している理由は、一般株主の保護、コーポレート・ガバナンスの充実のためであります。

当社は監査役設置会社であり、経営の監督機能として、一層の透明性、客観性を維持するため、監査役4名で内過半数の3名は、独立性を確保した社外監査役(内弁護士1名、税理士1名)としています。なお、社外取締役・監査役の専従スタッフはおらず、総務部員が兼任しております。

上記のような体制により、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能すると認識しております。

内部統制システムの整備の状況

当社グループは、業務の実効性、効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、資産の保全、そして、企業理念に則った行動指針はもちろん業務に関わる法令や社内ルールを遵守する体制作りに継続的に取り組んでまいります。

具体的には、職務執行が法令・定款に適合する体制、職務執行に係る情報の保存管理の体制、危機管理の体制、職務の効率性の確保の体制、企業集団の業務の適正を確保する体制、監査役の補助すべき使用人とその使用人の取締役からの独立性、監査役への報告の体制、監査の実効性の体制、そして内部統制システムの継続的改善を目指しております。

そのために取締役会規則、権限規程、業務分掌規程等の諸規程の見直しを行い、取締役会および社員の職責と権限をより明確にいたしました。そして当社及びグループ会社の重要情報が取締役会、監査役会へ正確且つ適切に報告されること、トップマネジメントから社員へ情報が十分伝達されること等、社内の統制環境を再整備いたしました。さらに、総務部統括のもと、責任部署、リスク管理委員会、合同コンプライアンス委員会等が当社及びグループ会社の業務遂行に係るリスクを未然に防止、又は最小化するため、各種リスク管理とコンプライアンス、情報セキュリティ等の啓蒙活動を実施する等、弛まぬ内部統制システム体制作りを目指しております。

また、金融商品取引法に従い、信頼性のある財務報告を行うため、リスク管理委員会を中心に財務報告に影響を及ぼすリスクを排除する仕組みと日常的なモニタリング体制の整備を進めております。

リスク管理体制の整備状況

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入管理等の事業全般に係るリスクについて、総務担当取締役を委員長とするリスク管理委員会にて組織横断的リスク情報の監視および全社的対応する体制としております。リスク管理委員会は、社内規程に基づき、リスクカテゴリー主管部門とともに、当該カテゴリーのリスク管理情報の収集・分析等含めリスクに対応します。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し対応します。

責任限定契約の内容の概要

当社は本有価証券報告書提出日現在、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

a その在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算出される額に、2を乗じて得た額

b 新株予約権を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

#### 2. 内部監査及び監査役監査

監査役は、毎期、会計監査人と連携して監査計画を作成し、社内各部署における内部管理体制、職務執行状況についての検証を行っております。重要な事項については、経営者に対しては取締役会等において助言、勧告を行う一方、会計監査に関連する事項については、会計監査人に報告、助言を行っております。また、会計監査人より監査報告及び監査に関する資料を受領し、重要事項について説明を受け、会計監査が適切に実施されているかを検証するとともに、内部統制システム等における検証依頼事項があれば協力してこれを行っております。

重要な関係会社の監査については、別途監査法人に依頼するとともに、その監査報告及び監査資料を受領しております。

さらに当社は独立した部門として内部監査室(5名)を設置し、会計監査人及び監査役と情報交換等連携を通して、グループ内の各部門の業務内容・執行が法令・定款及び社内規程に照らして適正且つ効率的に実施されているかを調査し、結果について担当取締役、監査役会に報告しております。

なお、監査役竹内康雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役北村憲雄氏、嶋口充輝氏、早川吉春氏は、5. 役員の状況に記載のとおり当社株式を保有する以外、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係等はありません。

社外監査役大森昭次氏、平松剛実氏は、5. 役員の状況に記載のとおり当社株式を保有する以外、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係等はありません。

社外監査役竹内康雄氏は、5. 役員の状況に記載のとおり当社株式を保有する以外、当社と顧問契約及び氏が代表である竹内税理事務所と税務監査契約を結んでおります。

当社は、社外取締役が当社の企業統治について果たす機能及び役割について、一般株主の保護、コーポレート・ガバナンスの充実であると考えております。社外取締役北村憲雄氏、嶋口充輝氏、早川吉春氏は、当社との関係性からも独立役員の属性として最適であることから、一般株主との利益相反の恐れがなく、一般株主の保護に資するものと考えており、さらにコーポレート・ガバナンスの充実に大いに貢献されるものと期待しております。また、当社は、社外監査役が当社の企業統治について果たす機能及び役割について、一層の透明性、客観性の維持であると考えております。

当社の社外監査役及び社外取締役は、監査役が四半期及び期末の会計・内部統制監査について監査法人より報告を受けた内容について、適時監査役と協議を行い、会計・内部統制の改善に努力しております。また、内部監査室による内部監査等社内において報告された要改善項目については、社内組織の合同コンプライアンス委員会・リスク管理委員会への報告、議案提起と同様、監査法人へ報告する等の連携を行っています。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループコンプライアンス体制のもと、コンプライアンス憲章及び行動原則において、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを規程しております。さらにコンプライアンスマニュアルにおいて、

1) 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

2) 不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、要求に応じるかどうかは要求が法律上、または道義上正当であるかどうかで判断しなければならない。判断に迷う場合は関係部署に相談すること。と定め、コンプライアンス教育にて徹底させております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

買収防衛策を予め定めるものではありませんが、基本方針は以下のとおりです。

当社は経営の基本理念である「ソーシャル・コミュニケーション」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良し」でいっぱいにすることを全社一丸となり目指しております。

当社の基本的行動指針は、「人の嫌がること決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」ことであります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力してくださる企業や仲間が増えることは当社の望むところであります。

しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下3点を基本方針として対応いたします。

1) まずは相手の真意を確かめること

2) 上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること

3) 以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主を始めとするステークホルダーの意見を聞くことを基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等であります。

このような買付け行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様には十分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令および当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

